

## 妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書

妊婦は診断が難しい疾患や特有の合併症に見舞われる頻度が高く、胎児への影響に注意して薬を選択する必要があるなど、妊婦の診療には特別な配慮が必要とされる。中には、妊婦の外来診療について積極的でない医療機関が存在していたことから、妊娠の継続や胎児に配慮した適切な診療を評価するため、平成30年度診療報酬改定において妊婦加算が新設された。この加算は、妊婦の診療に積極的な医療機関をふやし、妊婦がより一層安心して医療を受けられる体制を構築することを目的としたものである。

しかし、妊婦加算について、関係者に十分な説明がないまま実施されたことや、投薬を伴わないコンタクトレンズの処方に加算するなどの運用上の問題が指摘されている。加えて、妊婦が安心して外来診療を受けられる体制が整備されないまま、妊婦であるというだけで一律に加算されることについては、少子化対策の観点からも問題がある。

こうした指摘を受け、厚生労働省は昨年12月に平成31年1月1日からの妊婦加算の凍結を告示するとともに、改めて、中央社会保険医療協議会で、妊婦が安心できる医療提供体制の充実や健康管理の推進を含めた総合的な支援を議論することとしたところであり、次回の診療報酬改定に向けて、妊婦の立場に十分配慮した議論が求められる。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 医療現場において、妊婦が安心して外来診療を受けられるよう、特有の合併症や疾患、投薬の注意などについて、医師に対する適切な情報提供に努めるとともに、研修体制の充実を図ること。
- 2 保健や予防の観点を含め、妊婦自身があらかじめ知識を得ることができるよう、特有の合併症や疾患、投薬の注意などに関する知識の普及啓発に努めること。
- 3 妊婦加算の見直しに当たっては、妊婦が加算分を自己負担することの影響にも十分配慮しつつ、国民の意見を踏まえて検討を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月15日

名古屋市会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣

宛（各 通）